

# 令和8年度持家住宅建設等補助金 子育て世帯最大 155万円を補助します

令和8年4月1日から申請を受け付けます。(※予算が無くなり次第終了します)

| 基本条件<br><small>下記「補助対象条件」参照</small> | 注文住宅または建売住宅を取得                     |                   | ③中古住宅を取得(※3)      |  |
|-------------------------------------|------------------------------------|-------------------|-------------------|--|
|                                     | ①市内要件                              | ②市外要件             | 空き家バンク<br>住み替えバンク | 左記以外の中古住宅  |
| 基本額                                 | 20万円                               |                   | 20万円              | 10万円   |
| 加算要件                                | 子ども(※1)がいる                         | 1人につき20万円(上限60万円) |                   |  |
|                                     | 子ども(※1)を含む三世代で同居する                 | 10万円              |                   |  |
|                                     | 居住誘導区域内                            | 10万円              |                   |  |
|                                     | 市内業者を利用する                          | 10万円              |                   |  |
|                                     | 再エネ普及促進「やまぼっかの家+再エネ設備補助金」を利用する(※2) | ZEH+              |                   | <b>用語の定義</b><br>注文住宅: 施工業者と「建築工事請負契約」を取り交わして建築する住宅<br>建売住宅: 建築後居住の用に供されたことのない住宅<br>中古住宅: 過去に居住の用に供されたことがある住宅 |
|                                     | 公園住宅イッテ内                           | 45万円              |                   |  |
|                                     | その他の居住誘導区域内                        | 22万円              |                   |  |
|                                     | 上記以外                               | 11万円              |                   |  |
|                                     | ZEH                                |                   |                   |  |
|                                     | 公園住宅イッテ内                           | 27万円              |                   |  |
|                                     | その他居住誘導区域内                         | 13万円              |                   |  |
|                                     | 上記以外                               | 6万円               |                   |  |

## 補助対象条件 (以下の条件すべて満たす方)

- ▼基本条件(①②③いずれかに該当)
- 注文住宅または建売住宅を取得
  - ①市内要件: 申請時に、市内に住所を有し(市外に転出して1年未満の方を含む)、下記いずれかに該当する方
    - ・子ども(※1)と同居する
    - ・40歳未満の夫婦世帯
    - ・「やまぼっかの家+再エネ設備補助金」(※2)を利用する
  - ②市外要件: 申請時に、市外に1年以上住所を有する方(市内に転入して1年未満の方含む)
- ③中古住宅を取得(マンション及び2親等以内の親族からの取得を除く)
- ▼住宅の取得地が土砂災害ハザード区域(※4)の区域外 または浸水深想定が3m以上の浸水想定区域の区域外であること
- ▼令和8年4月1日から令和9年3月末日までに住所の異動と建物の所有権保存登記または所有権移転登記を完了できること(登記簿謄本など、書類が期間内に間に合わない場合は事前にご相談ください。)
- ▼令和9年3月末日までに完了届を提出すること
- ▼市税等の滞納が無いこと

## その他住宅関連支援

- 【危険空家解体事業補助金】解体事業費(税抜)の40% (上限80万円)  
上山市内にある現在利用していない危険空き家(住宅)の解体工事を実施される方に、費用の一部を補助します。※事前調査が必要です。詳細はお問い合わせください。
- 【空家等家財類等処分費補助金】補助対象経費の50% (上限10万円)  
空き家バンクまたは住み替えバンク登録(予定)物件の家財道具の処分、清掃その他それらに類する事業にかかる費用を補助します。
- 【小商い促進住宅補助金】補助対象費の50% (上限50万円)  
公園住宅イッテに住宅を取得し、公園・緑道に面したスペースで小売業、飲食業などを営む「なりわい暮らし」を行う方に対し、内装等の費用を補助します。

## 市産材利用促進事業補助金

- 持家住宅建設等補助金を利用して住宅を取得した方で、市産材を利用した場合  
使用量(m<sup>3</sup>)×5万円(上限30万円) 【市産材を2m<sup>3</sup>以上使用すること】
  - 住宅リフォーム等支援事業費補助金を利用して工事を行った方で、市産材を利用した場合  
市産木材の購入金額(税抜)×3分の2(上限10万円)
- ※詳細は下記担当(農林夢づくり課)へお問い合わせください。

## お問い合わせ先

上山市役所 電話 023-672-1111  
 持家住宅建設等補助金: 建設課 建築・住宅係(内線:429)  
 その他住宅関連支援: 建設課 エリアマネジメント推進室(内線:423)  
 市産材利用促進事業補助金: 農林夢づくり課 農村森林係(内線:409)  
 ハザード区域等の確認: 庶務課 危機管理係(内線:281)

- ※1: 平成20年4月2日以降に出生した子ども、または申請時に妊娠中で完了届の提出までに出生する子ども
- ※2: やまがた省エネ健康住宅+再エネ設備パッケージ補助金
- ※3: 補助金合計額と中古住宅取得額の10%(空き家バンク登録物件等は20%)を比較して、小さい額が補助金額となる
- ※4: 土砂災害警戒区域、土砂災害特別警戒区域、災害危険区域、地すべり防止区域、急傾斜地崩壊危険区域、砂防指定地、がけ地区

## (参考)国・県の住宅関連補助

※詳しい内容は、各担当部局のウェブサイトや補助事業者へご確認ください。

|                       |               |               |
|-----------------------|---------------|---------------|
| 住宅省エネ2026キャンペーン       | みらいエコ住宅2026事業 | 国土交通省・環境省     |
|                       | 先進的窓リノベ2026事業 | 環境省           |
|                       | 給湯省エネ2026事業   | 経済産業省         |
| やまがた省エネ健康住宅新築支援事業費補助金 |               | 山形県建築住宅課      |
| 中古住宅流通促進事業費補助金        |               | 山形県建築住宅課      |
| やまがた未来くるエネルギー補助金      |               | 山形県エネルギー政策推進課 |